

平成 18 年度文部科学省調査研究委託事業

「認証評価に関する調査研究」報告書

「薬系大学院分野別評価の基礎となる
薬学部第三者評価の基準策定と
実施体制構築に関する調査研究」

平成 19 年 3 月

日本薬学会

薬学教育第三者評価実施小委員会

はじめに

平成 18 年度より薬学教育 6 年制がスタートした。このたびの薬学修業年限延長に関する中央教育審議会の答申では、6 年制薬学教育についての「第三者評価」の実施が強く求められた。第三者評価に関しては、既に平成 16 年より、機関別評価が全ての大学に義務付けられ施行されている。したがって、6 年制薬学教育の評価は分野別評価と位置づけられる。分野別評価としては、法科大学院の認証評価、任意団体である日本技術者教育認定機構（JABEE）による工学系教育プログラムの自主的評価が国内では先行している。

日本薬学会と全国薬科大学長・薬学部長会議は、協力して第三者評価の実施体制構築に向けて準備を進めてきた。最初の取組は「薬学教育第三者評価 評価基準案」の作成であり、委員会や作業部会で検討を重ねた結果、平成 18 年秋には全国薬科大学・薬学部に提案できる原案がほぼ完成した。次のステップとして計画していた「評価基準案の公開と意見聴取」、「第三者評価実施体制の構築準備」に関する取組は時機を得て、文部科学省から日本薬学会への「認証評価に関する調査研究」委託事業として採択された。委託事業の調査研究テーマは「薬系大学院分野別評価の基礎となる薬学部第三者評価の基準策定と実施体制構築に関する調査研究」で、委託期間は平成 18 年 11 月 24 日から平成 19 年 3 月 31 日までであった。

そこで、本事業を推進するための新たな組織として薬学教育第三者評価実施小委員会が、日本薬学会薬学教育改革大学人会議の第三者評価検討委員会と全国薬科大学長・薬学部長会議の第三者評価実施委員会のもとに設置された（委員名簿は参考資料の最後に掲載）。本実施小委員会は、発足後 3 ヶ月の間に委員会と打合会議を交互に計 9 回にわたって開催し、平成 18 年度の事業として「薬学教育第三者評価に関する説明会」、「薬学教育第三者評価 評価基準案に関するアンケート調査」、「第三者評価実施機関の現地調査」を施行した。これら平成 18 年度「認証評価に関する調査研究」委託事業を行った成果について、まとめることができたのでここに報告する。

平成 19 年 3 月

目次

1	薬学教育第三者評価の経緯と調査研究の趣旨	1
2	「薬学教育第三者評価 評価基準」の策定に向けて	2
1)	調査研究内容	2
2)	実施計画	2
3)	取組と成果	2
①	「薬学教育第三者評価に関する説明会」	2
	「薬学教育第三者評価に関する説明会」における主な質疑応答	3
	「薬学教育第三者評価に関する説明会」プログラム	7
	「薬学教育第三者評価に関する説明会」出席者	9
②	「薬学教育第三者評価基準(案)に関するアンケート調査の実施」	10
3.	薬学教育第三者評価の実施体制構築の準備	11
1)	調査研究内容	11
2)	実施計画	11
3)	取組と成果	11
	第三者評価実施機関 訪問実地調査報告	11
	独立行政法人 大学評価・学位授与機構	12
	財団法人 大学基準協会	15
	日本技術者教育認定機構	20
	社団法人 日本化学会	22
4.	今後の課題	24
	参考資料 「薬学教育（6年制）第三者評価評価基準案」	

1. 薬学教育第三者評価の経緯と調査研究の趣旨

薬学修業年限延長に関する中央教育審議会の答申「薬学教育の改善・充実について」には、新しい薬学教育に対する第三者評価の必要性に関して以下のように記載されている。「医療人の養成を目的とする分野は、国民の命を預かり、健康を確保するという重大な任務を負う人材を養成することから、その教育研究等の状況に関する社会の関心も高い。今般、特に薬学教育については、修業年限が延長されることに伴い、その趣旨を踏まえた質の高い教育が行われていることを確認していく必要がある。教養教育が十分に行われているか、医療薬学教育を充実させた専門教育が適切に行われているか、実務実習が適切な指導体制の下に「実務実習モデル・コアカリキュラム」を踏まえて行われているか、など、社会からの要請に応えた医療の担い手としての薬剤師の養成のための教育が行われていることについて十分な検証と適正な評価を行うことが求められる。このため、薬学教育については、薬学教育の関係者や職能団体、企業の関係者のみならず、薬学関係以外の者の参画も得つつ、早急に第三者評価を実施するための体制が整備される必要があり、その組織、評価の基準、方法等について十分な検討を進めるべきである。」

この答申を受け、日本薬学会と全国薬科大学長・薬学部長会議は、協力して第三者評価の実施準備に取り組んできた。平成 17 年度は科学研究費補助金(基盤研究 C(企画))により「薬剤師養成を目的とした大学教育に対する外部評価システムの構築のための基盤研究」を実施し、さらに委員会や作業部会による検討を重ね「薬学教育第三者評価 評価基準案」(参考資料)を作成した。そこで本調査研究では、「薬学教育第三者評価 評価基準案」に基づいた評価基準策定に向けて、さらに検討を進めることとした。

第三者評価の実施体制に関しては、平成 16 年より機関別評価が全ての大学に義務付けられ、文部科学省に認証された機関による第三者評価が既に始まっている。分野別評価は、法科大学院の認証評価が本格実施に向けて準備中であり、任意団体である日本技術者教育認定機構(JABEE)による工学系教育プログラムの自主的評価も実施されている。そこで薬学教育第三者評価の実施体制構築の準備として、すでに第三者評価を実施している評価機関の実施体制に関する調査を実施した。

薬学部の修業年限延長により平成 24 年度には 4 年制の大学院が新たに設置されることとなる。この新たな大学院において分野別評価を実施するためにも、まずは中央教育審議会の答申に従い、6 年制薬学教育の第三者評価体制の構築に向けて本調査研究を進めることが重要であろう。

2. 「薬学教育第三者評価 評価基準」の策定に向けて

1) 調査研究内容

日本薬学会が中心となって作成した「薬学教育第三者評価 評価基準案」について、全国薬科大学・薬学部並びに関連機関・団体などから意見を聴取する。

2) 実施計画

- ・ 全国薬科大学理事長、学長および薬学部長等を対象に、評価基準案に関する説明会を開催
- ・ 全国薬科大学理事長、学長および薬学部長等を対象に、第三者評価に関する講演会を開催
- ・ 評価基準案に対するアンケート調査の実施
(アンケートの対象は、全国薬科大学・薬学部並びに関連機関・団体など)

3) 取組と成果

①「薬学教育第三者評価に関する説明会」

薬学教育第三者評価基準(案)に関する説明会を、参加者に配慮して京都と東京で2回開催した。

プログラムは、第三者評価基準案の説明に招待講演、教育講演を組み合わせたものとした。招待講演は、独立行政法人 大学評価・学位授与機構の木村 孟機構長による「薬学教育の評価が何故必要か」と、慶應義塾大学大学院法務研究科の井田 良教授による「法科大学院の認証評価—その基本的考え方と評価作業の実際」についての二題とした。教育講演は、大学評価・学位授与機構の川口 昭彦理事による「大学評価の展開—なぜ第三者による教育評価が必要なのか」の一題とした。

薬学教育第三者評価基準(案)に関しては、まず井上委員長が「薬学教育第三者評価のあり方と検討課題」について紹介し、続いて小澤委員が第三者評価基準(案)の詳細について説明を行った。

総合討論の時間を十分に設けた結果、第三者評価基準(案)ならびに講演内容について、出席者から多くの質問が寄せられ、質疑応答によって第三者評価に関する理解がさらに深まったものと期待される。2回の説明会における出席者からの主な質問と、それに対する回答あるいはコメントを以下にまとめた。

◎第三者評価基準案に対する質問と回答

1 理念と目標

Q1. 薬剤師国家試験の合格率は、評価の対象に含まれていないのはなぜか？

【回答】薬剤師国家試験の合格率を評価の対象とした場合、大学での教育が予備校化する恐れがある。そこで、6年制薬学教育が国家試験合格のための教育とならないことを、基準1-1の観点1-1-3で明記した。【観点 1-1-3】資格試験合格のみを目指した教育に偏重せず、卒業研究等を通じて深い学識及びその応用能力等を身に付けるための取組が行われていること。

Q2. 予備校化を排除するということは、薬剤師の国家試験に合格したいという学生のニーズに合うのか？大学での教育と国家試験が乖離すると、学生が国家試験予備校に通うようなダブルスクールを招きかねない。医学部では国家試験の改革が進んでいると聞く。薬剤師国家試験においても改革が必要ではないか？

【回答】薬剤師国家試験についても、新たな方向性が打ち出されることを期待したい。6年制薬学教育の理念とかけ離れた過度の予備校化は避けるべきであり、社会に対して予備校ではなく大学であることを示す必要があると考える。

2 医療人教育の基本的内容

Q3. ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、実際に学生が望ましい態度を修得できているかを検証することは難しいのではないか？

【回答】ヒューマニズム教育・医療倫理教育において成果を確認することは、ご指摘の通り、難しい面がある。卒業生の進路・就職先におけるの評価が重要となるが、成果を確認するには時間を要すると思われる。

3 薬学教育カリキュラム、4 実務実習

Q4. 薬学教育モデル・コアカリキュラム、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠したカリキュラムが基準としてあげられているが、作成から時間が経過し、モデル・コアカリキュラムの内容が現在の状況を反映しているとみなせるのか疑問である。

【回答】各大学は、6年制薬学部の設置申請時に、文部科学省の指導もあり、モデル・コアカリキュラムに準拠したカリキュラムを作成しているはずである。モデル・コアカリキュラムに準拠したカリキュラムの実施に関しては、薬学を取り巻く状況の変化に伴い、配慮がなされるべきである。また、モデル・コアカリキュラムの内容も、定期的な改定が必要となるであろう。

5 問題解決能力の醸成のための教育

Q5. PBL 学習について、研究室内においてテーマを与えて実験研究を行わせることは該当するのか？

【回答】PBLについては、あえて具体的な定義を行っていない。各大学が、PBLに相当する内容であることを、エビデンスを示して証明する必要がある。

9 教員組織・職員組織

Q6. 「【観点9-1-1-2】教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数（実務家教員を含む）が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（例えば、1名の教員（助手を含む）に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。」について

①1名の教員に対して学生数が10名以内であるという提案は、「望ましい理想」というが「実現不可能な夢」ではないか？

【回答】設置基準の教員数は最低限必要な数であり、6年制薬学教育が目指す目標を実現するためには、設置基準を超える教員数が必要なことは明らかである。本評価基準を理事会等に対して教員増を働きかける際の材料として頂きたい。

②平成19年度から実施される教授、准教授、講師、助教、助手という区分において、教員に助手を含むというのは不適當ではないか？

【回答】実験実習、実務実習、卒業研究などにおける学生指導において助手が果たすべき役割も期待でき、また実現できる可能性を考慮して助手も含めることとした。

③助手には、実験助手を含むのか？私立大学では、実習や実験をアシストする実験助手が雇用されており、助手という範疇に実験助手も加えて頂ければありがたい。

【回答】本観点における「助手」は、実験助手も含むものと考えている。「助手」という表現だけでは不十分であれば、助手（実験助手なども含む）と変更することも検討させて頂く。

◎第三者評価基準案全般に対する質問と回答

Q7. 「適正であること」の判断は、自己評価で可能か？

【回答】各大学において、「適正」と判断した場合、その根拠となる資料を提示する必要があると考えている。

Q8. 第三者評価の必要性は理解できるが、評価が通り一遍のものであれば、対費用効果の面から考えると価値が乏しい。大学の努力を引き出すような、差をつけるような評価が必要ではないか？

【回答】是非、そのような仕組みを作って行きたいと考えている。評価の成績が優良であった大学を公表することも一案である。

Q9. 薬学志願者が減少しており、入学生のレベル低下によって基準を満たすことが困難になると予想される。

【回答】薬学に対する社会からの期待に応える責任がある。大学として難しいと感じられるかもしれないが、薬学以外からは「生ぬるい」という意見もある。理想に向かって努力して行くことが必要である。また本評価は、教育を提供するシステムの評価であり、学生のレベルと関連づける必然性はない。

Q10. 基準に具体的な数値目標が記載されていることにより、大学の特徴が失われ、枠にはめられてしまうのではないかと危惧する。

【回答】一つの枠にはめようというのが目的ではない。「(3-2) 大学独自の薬学専門教育の内容」にもあげた通り、各大学独自の特徴を出せるように積極的に取り組んで頂きたい。定量的な表現を避けると、あいまいで具体性に欠けるとの意見があり、あえて一部に数値目標を掲げた。しかし数値目標を掲げるのは一部にとどめ、拘束しすぎないように「適正な」という表現を用いるようにした。また、エビデンスを示すことができるかを念頭におきながら基準案を作成した。適格認定、水準認定の必要性が主として取り上げられるようになってきており、ある程度の具体的な数値目標の導入はやむを得ないと考える。

Q11. 評価の際に、患者など一般の方々も評価者として参加して頂くように工夫してはどうか？

【回答】第三者評価に関する仕事量は膨大であり、大変なエネルギーを要することが予想される。また評価において、サイエンスの見地からの評価が重要であり、ピアレビューが主となると考える。ピアレビューを大学教員がボランティア的に行い、一般の方々はその監視役と考える。

Q12. 評価者養成のための研修が重要であり、相当な労力も必要であることから、早急に準備を開始すべきではないか？

【回答】第三者評価において「評価者」の養成は成否の鍵を握っており、重要な問題であると認識している。他の評価機関の評価者養成を参考に、準備を開始したい。

◎招待講演・教育講演に対する質問と回答

Q13. 「薬学教育第三者評価も、国による認証評価に順ずることになるのではないか」と講演中に話されていたが、具体的には？

【回答】薬学における評価機関を国（文部科学省）が認証するなど、今後、文部科学省高等教育局医学教育課で検討する必要があると考えている。

Q14. 評価結果が運営費交付金等に反映しない場合、どのような効果が期待されるか？

【回答】適格認定となる法科大学院では激しい競争となり、切磋琢磨の結果、健全な状態となることを期待する。

Q15. 法科大学院において適格認定を受けられなかった場合、学生はどうなるのか？司法試験の受験資格が得られないのか？

【回答】基準を満たさなかった場合、2年後に追評価を受けることになる。その間に大学として対応がとられるはずであり、司法試験受験資格が喪失するような事態は生じないと考えている。

Q16. 教育の成果が得られるまでには時間を要するので、短期間で評価を行うことは適切ではないのでは？

【回答】だからと言って「評価」を行わないというのが許される時代ではない。教育の場合、成果（アウトカム）が直ちに见られないのであれば、インプットやプロセスを評価すれば良い。インプットやプロセスの評価は、ピアレビューが適当である。また長期的なアウトカムを確認するためには、卒業生、学生雇用者、地域社会を対象として意見を聴くのも有用であろう。

Q17. 評価のエビデンスが重要であることを強調されていたが、必要となる資料を示すべきか？

【回答】資料について“例示”は必要だと考える。但し、例示にも関わらずそれらの資料をすべて揃える大学が多くなり、注意が必要である。

Q18. 第三者評価結果の公平性、妥当性、有効性については、どのように検証するのか

【回答】指摘された点は非常に重要であり、大学評価・学位授与機構では、アンケート調査などの方法で追跡調査を実施している。開始当初は問題も多かったが、最近ではクレームも減少してきた。

Q19. 研究期間が長期にわたるような分野の評価が困難ではないか？

【回答】個人の評価ではなく、組織の評価であるので、そのような研究分野を組織としてどのように支援しているのかが、評価の対象になると考えている。

◎招待講演者等のコメント

【木村先生からのコメント】非常に良い評価基準が出来つつあるので、是非英文に翻訳して世界に向けて発信して頂きたい。

【川口先生からのコメント】

- ・本日示された「薬学教育第三者評価基準案」は立派なものである。基準というのは、努力目標という意味もある。「大変だな」というのではなく、実際に自大学で本基準に沿って点検を行い、どのような資料が必要となるか検討してみて頂きたい。基準・観点を満たしているかについては、エビデンスが必要である。Evidence-based evaluation を我々は提言している。
- ・教育に関する評価を実施する際には、教育を受ける立場、すなわち学習者からの評価という点も大切にしなければならない。

【内山先生からのコメント】表現はあいまいであって良い。今後の薬学教育が向かうべき方向性を示している。エビデンスの提示について、今後検討していけば良い。6年制薬学教育は、4年制から2年延長したのではない。社会は、新たに6年制の薬剤師教育が設置されたととらえている。是非、新しいものに取組んでみようではないか。PBLも現在行っていることを当てはめようとするのではなく、学生達が自ら答えを導きだすような教育法を創出して頂きたい。

上記の質疑応答の内容からも推察できる通り、第三者評価基準案の説明に、招待講演と教育講演を組み合わせたプログラムは有用であり、出席者の第三者評価の必要性に対する認識と理解は確実に深まったものと思われる。

なお、説明会には、全国すべての薬科大学・薬学部に加え、関連機関・団体からの出席もあり、西日本（京都）会場 61名、東日本（東京）会場 135名、総計 196名の出席があった。説明会プログラムと出席者内訳とは以下の通りである。

「薬学教育第三者評価に関する説明会」プログラム

社団法人日本薬学会, 全国薬科大学長・薬学部長会議 共同主催

文部科学省認証評価調査研究委託事業

薬学教育第三者評価に関する説明会(西日本)

《日時》平成19年3月1日(木)11:00～17:00

《会場》ホテルグランヴィア京都(京都市下京区烏丸通 JR京都駅中央口直結)

《プログラム》

11:00～11:05

開会に当たって

高見 功

文部科学省高等教育局医学教育課薬学教育専門官

◆招待講演

座長:柴崎 正勝

11:05～11:30

薬学教育の評価が何故必要か

木村 孟

独立行政法人大学評価・学位授与機構機構長

11:30～12:15

法科大学院の認証評価—その基本的考え方と評価作業の実際

井田 良

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

12:15～13:15

昼食

◆本題

座長:工藤 一郎, 山元 弘

13:15～15:30

薬学教育第三者評価のあり方

井上 圭三

第三者評価実施委員会委員長(全国薬科大学長・薬学部長会議)

薬学教育第三者評価基準案(日本薬学会薬学教育改革大学人会議第三者評価検討委員会作成)

小澤 孝一郎

第三者評価検討委員会委員(日本薬学会薬学教育改革大学人会議)

今後の対応について

中村 明弘

第三者評価実施小委員会委員

15:30～15:50

休憩

◆教育講演

座長:井上 圭三

15:50～16:35

大学評価の展開—なぜ第三者による教育評価が必要なのか

川口 昭彦

独立行政法人大学評価・学位授与機構理事

16:35～16:40

閉会に当たって

井村 伸正

日本薬剤師研修センター理事長

社団法人日本薬学会, 全国薬科大学長・薬学部長会議 共同主催

文部科学省認証評価調査研究委託事業

薬学教育第三者評価に関する説明会(東日本)

《日時》平成19年3月9日(金)10:00~16:00

《会場》有楽町朝日ホール(東京都千代田区有楽町2-5-1 有楽町マリオン 11F)

《プログラム》

10:00~10:10

開会に当たって

三浦 公嗣

文部科学省高等教育局医学教育課課長

◆招待講演 座長:望月 正隆

10:10~10:40

薬学教育の評価が何故必要か

木村 孟

独立行政法人大学評価・学位授与機構機構長

10:40~11:30

法科大学院の認証評価—その基本的考え方と評価作業の実際

井田 良

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

◆本題I 座長:白幡 晶, 山元 弘

11:30~12:15

薬学教育第三者評価のあり方

井上 圭三

第三者評価実施委員会委員長(全国薬科大学長・薬学部長会議)

12:15~13:15 昼食

◆本題II

13:15~14:30

薬学教育第三者評価基準案(日本薬学会薬学教育改革大学人会議第三者評価検討委員会作成)

小澤 孝一郎

第三者評価検討委員会委員(日本薬学会薬学教育改革大学人会議)

今後の対応について

中村 明弘

第三者評価実施小委員会委員

14:30~14:50 休憩

◆教育講演 座長:井上 圭三

14:50~15:35

大学評価の展開—なぜ第三者による教育評価が必要なのか

川口 昭彦

独立行政法人大学評価・学位授与機構理事

15:35~15:40

閉会に当たって

井村 伸正

日本薬剤師研修センター理事長

「薬学教育に関する第三者評価説明会」出席者

○西日本説明会：出席者 61名

内訳：北海道医療大学薬学部 2名、名古屋市立大学大学院薬学研究科 2名、京都薬科大学 3名、京都大学大学院薬学研究科 4名、同志社女子大学薬学部 2名、大阪大学大学院薬学研究科 5名、近畿大学薬学部 1名、摂南大学薬学部 2名、大阪薬科大学 6名、武庫川女子大学薬学部 2名、神戸薬科大学 4名、神戸学院大学薬学部 4名、岡山大学薬学部 2名、就実大学薬学部 3名、福山大学薬学部 1名、広島国際大学薬学部 3名、徳島大学薬学部 2名、第一薬科大学 1名、長崎大学薬学部 2名、横浜薬科大学 1名、大阪大谷大学薬学部 2名、松山大学薬学部 1名、兵庫医療大学 2名、姫路独協大学 1名、立命館大学 1名、日本病院薬剤師会 1名、薬事日報社 1名

○東日本説明会：出席者 135名

内訳：北海道大学大学院薬学研究科 2名、北海道薬科大学 3名、青森大学薬学部 1名、東北薬科大学 2名、東北大学大学院薬学研究科 1名、奥羽大学薬学部 2名、新潟薬科大学 2名、東京大学大学院薬学研究科 2名、明治薬科大学 1名、共立薬科大学 2名、星薬科大学 1名、昭和大学薬学部 1名、北里大学薬学部 2名、東京薬科大学 8名、昭和薬科大学 1名、武蔵野大学薬学部 3名、千葉大学大学院薬学研究院 4名、日本大学薬学部 1名、東邦大学薬学部 1名、東京理科大学薬学部 1名、帝京平成大学薬学部 4名、城西国際大学薬学部 4名、千葉科学大学薬学部 3名、城西大学薬学部 1名、日本薬科大学 3名、国際医療福祉大学薬学部 1名、帝京大学薬学部 4名、静岡県立大学薬学部 3名、富山大学薬学部 2名、金沢大学薬学部 2名、北陸大学薬学部 1名、名城大学薬学部 2名、愛知学院大学薬学部 1名、金城学院大学薬学部 3名、岐阜薬科大学 3名、近畿大学薬学部 2名、神戸薬科大学 1名、広島大学大学院医歯薬学総合研究科 2名、徳島文理大学薬学部 1名、徳島文理大学香川薬学部 2名、九州大学大学院薬学研究院 2名、福岡大学薬学部 2名、熊本大学大学院医学薬学研究部 1名、崇城大学薬学部 2名、九州保健福祉大学薬学部 1名、高崎健康福祉大学薬学部 2名、横浜薬科大学 1名、長崎国際大学薬学部 3名、岩手医科大学 3名、いわき明星大学 2名、安田女子大学 3名、文部科学省(看護学関係者を含む) 15名、厚生労働省 1名、日本薬剤師研修センター 2名、薬剤師認定制度認証機構 1名、日本病院薬剤師会 1名、日本薬剤師会 3名、大学評価・学位授与機構 2名、大学評価学会 1名、河合塾 1名、

3) 取組と成果

②「薬学教育第三者評価基準(案)に関するアンケート調査の実施」

第三者評価実施小委員会で第三者評価基準案に関する以下のようなアンケートを作成し、説明会において協力を依頼した後、すべての薬科大学・薬学部に送付した。アンケートには、自己点検の要素を盛り込み、評価基準案を自大学に当てはめて回答できるように工夫した。本アンケートへの回答作成過程においても、評価基準案に対する理解が深まることが期待できる。なお薬学教育第三者評価基準案およびアンケートは、日本薬学会のホームページ (<http://www.pharm.or.jp/kyoiku/index.html>) において公開し、各大学においてダウンロードして活用できるようにした。

薬学教育第三者評価基準(案)に関するアンケート

アンケート その1

各項目に明記してある評価基準をご覧になり、貴大学での現在、あるいは将来の教育と関連させてご回答ください。

- | | | | |
|---------------------------|-------|---|---------|
| 「既に実施している（部分的実施も含む）」 | ----- | イ | の欄に○を記入 |
| 「今後、実施する予定である」 | ----- | ロ | の欄に○を記入 |
| 「これまで計画していなかったが、今後検討してみる」 | ----- | ハ | の欄に○を記入 |
| 「その他」 | ----- | ニ | の欄に○を記入 |

(回答される際には、観点を視野に入れてご回答ください)

アンケート その2

具体的な評価基準・観点に対する貴大学のご意見を充分ご検討の上、適切と思われない評価基準・観点には、×印を直接本冊子の該当箇所に記入して送付してください。

「アンケートその1・その2」については、大学としてのご意見をまとめ、本アンケート冊子にご記入の上、日本薬学会事務局までご郵送ください。(締め切り 4月16日)

アンケート その3

- (1) 本評価基準の構成とコンセプトへのご意見をお聞かせください。
- (2) 第三者評価基準として、さらに採用すべき評価項目・評価基準・観点があれば、ご指摘ください。
- (3) 今後の第三者評価の進め方について、ご意見を自由にお書きください。

「アンケートその3」については、大学としてのご意見をまとめ、日本薬学会事務局まで E-mailでお送りください。(締め切り 4月16日)

3. 薬学教育第三者評価の実施体制構築の準備

1) 調査研究内容

薬学教育第三者評価の実施体制を構築するために、評価機関の設置・運営、評価者育成等に関してどのような準備が必要か調査・研究する。

2) 実施計画

すでに大学評価を実施している評価機関を訪問し、第三者評価の実施体制構築のために必要な事項等について情報収集を行う。

3) 取組と成果

薬学教育第三者評価の実施体制を構築するために、すでに大学評価を実施している「大学評価・学位授与機構」、「大学基準協会」、「JABEE の委託先としての日本化学会」を訪問した。それぞれの機関・団体において、事務局組織の人的物的資源、評価のプロセスと経費、評価実績、評価者育成のプロセス、評価結果の開示方法、評価の効能、組織改善への仕組みなどについて情報収集を行った。

それぞれの訪問実地調査によって得られた情報を次ページ以降にまとめた。

特に、事務局組織の人的物的資源が実施機関・団体によって大きく異なっており、薬学教育第三者評価の実施体制を検討していく上で非常に参考となる情報が得られた。

第三者評価実施機関 訪問実地調査報告

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

(National Institution for Academic Degrees and University Evaluation : NIAD-UE)

1) 事務局組織の人的物的資源

イ) 評価事業部：66名

＜内訳＞ 大学・短大機関別評価 11名、法科大学院認証評価 12名

ロ) 建物延面積：小平地区 13,212m²、竹橋オフィス 1,677 m²

2) 評価のプロセスと経費

イ) プロセス

平成19年度に実施する大学機関別認証評価のスケジュール概要

1. 大学機関別認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会実施
(平成18年6～7月)
2. 大学機関別認証評価の受付(平成18年9月)
3. 対象大学の自己評価担当者等に対する研修会の実施(平成18年11月)
・大学は自己評価を実施し、平成19年6月29日までに自己評価書提出
4. 評価担当者に対する研修の実施(平成18年度末～平成19年6月初)
5. 評価部会の開催(平成19年6～7月)
6. 書面調査(平成19年7～9月)
7. 訪問調査(平成19年10～11月)
8. 評価結果(原案)の作成(平成19年12月)
9. 大学機関別認証評価委員会(平成20年1月)
・評価結果(案)を取りまとめ対象大学に通知
10. 対象大学は評価結果(案)に対する意見の申立て(平成20年1～2月)
11. 大学機関別認証評価委員会(平成20年2～3月)
・意見の申立てへの対応、評価結果の確定、公表

ロ) 評価料

＜大学認証評価＞

基本費用：200万円

プラス：1学部当たり 30万円

プラス：1研究科当たり 20万円

＜法科大学院＞

350万円

ハ) 平成18年度予算における大学評価関連(単位：百万円)

＜収入＞ 大学等認証評価手数料：99

＜支出＞ 大学評価等経費：761

◎運営費交付金による収入2,074に依存している。

3) 評価実績

イ) 平成 17 年度

- ① 大学機関別認証評価：4 校（国立 2、公立 2）
4 大学のすべてが、機構の定める大学評価基準を満たしているとの評価結果
- ② 短期大学機関別認証評価：2 校（公立 2）
- ③ 高等専門学校機関別認証評価：18 校（国立 17、私立 1）
- ④ 法科大学院認証評価（予備評価）：4 校（国立 4）

ロ) 平成 18 年度

- ① 大学機関別認証評価：10 校（国立 7、公立 3）
- ② 短期大学機関別認証評価：1 校（公立 1）
- ③ 高等専門学校機関別認証評価：18 校（国立 18）
- ④ 法科大学院認証評価（予備評価）：13 校（国立 11、私立 2）

ハ) 平成 19 年度

- ① 大学機関別認証評価：40 校程度に増える見込

4) 評価の実施体制

○大学機関別認証評価（18 年度は 10 大学を対象）

イ) 大学機関別認証評価委員会：大学の学長及び教員並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験のある者 30 人以内で組織（平成 18 年度は 28 名）

- ① 評価の実施内容・方法等の決定
- ② 評価結果の審議・決定 など
- ③ 会議は年 3～4 回程度実施

ロ) 評価部会：評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家等を配置

- ① 個別の大学の書面調査・訪問調査（2 泊 3 日）等
- ② 1 部会は 7～8 名程度で構成、1 部会で 1 大学を担当、会議は年 2～3 回程度実施
（平成 18 年度は対象校 10 校につき 10 部会設置、専門委員は 37 名）
- ③ 財務専門部会：「財務」について書面調査等、4 名で構成し、10 大学すべてを担当、会議は年 2～3 回程度実施

ハ) 運営小委員会：各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う。

- ① 評価部会長で構成

○法科大学院評価（18 年度は 13 法科大学院を対象）

イ) 法科大学院認証評価委員会（平成 18 年度は 27 名）

- ① 評価の実施内容・方法等の決定
- ② 評価結果の審議・決定 など
- ③ 会議は年 3～4 回程度実施

ロ) 評価部会

- ① 個別の法科大学院の書面調査・訪問調査（1 泊 2 日）等
- ② 1 部会は 7～14 名程度で構成、1 部会で 2～3 法科大学院を担当、会議は年 2～3 回程度実施（平成 18 年度は対象校 13 校に対して 6 部会設置、専門委員は 50 名）

5) 評価者育成のプロセス

- イ) 2年に一度、評価者候補の推薦を募り、リストを作成（予定の2~3倍）
- ロ) 対象大学数に応じて部会を設置し、評価者の承諾を得る
- ハ) 研修は竹橋オフィスで、講義とシミュレーション

6) 評価結果の開示方法

○大学機関別認証評価

- イ) 11の基準を全て満たしている場合には、「大学評価・学位授与機構の定める大学評価基準を満たしている」と判断し、その旨を公表する。
 - ・「平成17年度大学機関別認証評価実施結果報告」は、大学評価・学位授与機構のホームページで公開されている。
- ロ) 一つでも満たしていない基準があれば、「大学評価・学位授与機構の定める大学評価基準を満たしていない」と判断し、その旨を公表する。
- ハ) 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができる。追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表する。

7) 評価の効能

- イ) 大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証する。
(Accreditation)
- ロ) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、教育研究活動等の改善に役立てる。
(Evaluation)
- ハ) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。(Accountability)

8) 組織改善への仕組み

- イ) 「優れた点」を積極的に評価する。
- ロ) 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができる。

大学基準協会は、国・公・私立の4年制大学を会員校とする大学団体。会員の自主的努力と相互的援助によって、国・公・私立という設置者の区分を超えて、「大学評価」、大学基準をはじめとする諸基準の設定・改定、国内外の大学に関する調査研究活動、海外の大学評価機関との国際連帯活動といった様々な活動を展開。正会員数は平成18年度現在317校（内訳：国立31、公立21、公立大学法人11、私立254）。

1) 事務局組織の人的物的資源

イ) 審査・評価の担当者は、11名。

ロ) 5階建て：1Fオフィス、2～3F資料室、4～5F会議室

2) 評価のプロセスと経費

【評価のプロセス】

第1段階：大学による自己点検・評価の実施と調書等の提出

大学基準協会の大学評価を受けようとする大学は、協会が要請する項目（主要点検・評価項目）を中心に自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめた調書等の資料を指定期日までに協会に提出。調書は、「点検・評価報告書」と「大学基礎データ」の2種類。

第2段階：各分科会による審査・評価の実施

調書等の資料が提出されると、判定委員会・相互評価委員会の下部組織である大学分科会・全学分科会・専門分科会・大学財政評価分科会が、それらの資料を検討しその大学を総合的に評価する。また、各分科会の評価をもとに実地視察も行われる。

第3段階：判定委員会・相互評価委員会による最終判定・評価と結果の通知

各分科会からの報告を受けて、加盟判定審査の場合は判定委員会が、相互評価の場合は相互評価委員会が、大学評価に関わる結論を下すとともに、各大学の改善に役立つアドバイスとして申請大学に通知される「評価結果」の案文を取りまとめる作業を行う。取りまとめにあたっては、当該大学からの意見申立の機会を設け、評価の公正性に配慮する。

判定委員会・相互評価委員会で決定された評価結果（案）は、理事会承認後、当該大学に通知されるとともに、刊行物、ホームページを通じて社会に公表される。なお、評価の結果、「本協会の大学基準に適合しているとは認められない」あるいはその判定を「保留する」とされた大学については、異議申立を行なうこともできる。

第4段階：大学評価に伴う協会からのアドバイスに対する大学の対応

各大学は自己点検・評価の結果、明らかになった課題を解決していくようアクションを起こすことが望まれる。また、協会から「勧告」や「助言」といった、改善のためのアドバイスを受けた大学は、一定期間経過した後、改善状況を記述した文書（改善報告書）を提出する。大学評価を受けた大学は、改善報告書の提出をその大学の発展に向けた改善・改革のための好機として捉え、こうしたアドバイスに適切に対応していくことが望まれる。

大学評価年間スケジュール（平成 18 年度の場合）

4月上旬	申請大学、評価資料提出
4月	判定委員会・相互評価委員会で各分科会評価委員を選定、理事会承認後、委員委嘱
5月中旬	評価者に申請大学の提出資料を送付
5月中・下旬	評価者研修セミナー
5月下旬～7月上旬	調書・添付資料等、評価資料の検証・所見記入用紙の作成
7月上旬～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成・提出
8月上旬～9月下旬	各分科会における分科会報告書（原案）の検討と分科会報告書(案)の作成・提出 （実地視察での調査事項も記載）
9月上旬～10月下旬	分科会報告書(案)を申請大学に送付の後、実地視察
9月中旬～11月上旬	実地視察の結果を分科会報告書(案)に反映させ、分科会報告書が完成
11月中旬～11月下旬	判定委員会、相互評価委員会それぞれに正・副委員長・幹事会による評価結果 （委員長案）作成（分科会報告書をもとに作成）
12月上旬～12月下旬	判定委員会、相互評価委員会による評価結果（委員長案）を検討し、評価結果 （原案）を作成
12月下旬～1月上旬	評価結果（原案）を申請大学に送付
1月中旬～1月下旬	判定委員会、相互評価委員会を開催し、申請大学からの意見申立に基づいて評 価結果（原案）を修正し、評価結果(案)を確定
2月	理事会による評価結果(案)の承認
3月	評議員会による評価結果(案)の承認、理事会による評価結果(案)の最終承認を 経て評価結果確定後、大学に通知するとともに社会に公表
4月	異議申立審査会の審査結果に基づく評価結果の修正、理事会による承認
5月	評議員会による評価結果修正の承認、理事会による評価結果修正の最終承認の 後、大学に対し通知

【経費】

イ) 平成 18 年度評価料

<加盟判定審査費>

大学審査分担金：63 万円

専門審査分担金：1 学部につき 21 万円

1 研究科（入学定員 100 名以上の課程を有する）につき 21 万円

<相互評価費>

大学評価分担金：63 万円

専門評価分担金：1 学部につき 21 万円

1 研究科（入学定員 100 名以上の課程を有する）につき 21 万円

<正会員費>

大学：年額 35 万円、学部：1 学部 10 万円、大学院研究科：10 万円

ロ) 平成 18 年度予算における大学評価関連（単位：百万円）

<収入> 加盟判定審査費：14.91、相互評価費：56.07 （正会員費：258.15）

<支出> 判定委員会費：21.2、相互評価委員会費：73.4

◎正会員費が主たる収入源。審査・評価費<委員会費となっている。

ハ) 平成 19 年度以降

会員費によって協会を維持し、評価に要する費用は実費とする方針で評価費を改訂。

① 大学評価

1 大学：200 万円、1 学部あたり：50 万円、1 研究科あたり：50 万円

② 法科大学院の認証評価

1 大学院：300 万円

③ 短期大学の認証評価

1 短期大学：150 万円

3) 評価実績

イ) 平成 17 年度

① 加盟判定：11 大学 19 学部

② 相互評価：14 大学 60 学部

ロ) 平成 18 年度

① 加盟判定：13 大学 32 学部

② 相互評価：34 大学 142 学部 23 研究科

ハ) 平成 19 年度

① 加盟判定・相互評価、併せて 54 大学を予定（8 校は会員外）

4) 評価の実施体制

○加盟判定審査

「判定委員会」とその下部組織として置かれる「大学審査分科会」、「全学審査分科会」、「専門審査分科会」が審査を行う。

○相互評価

「相互評価委員会」とその下部組織として置かれる「大学評価分科会」、「全学評価分科会」、「専門評価分科会」が評価を行なう。

<各委員会の役割>

「判定委員会」、「相互評価委員会」：それぞれの委員会の下に置かれた分科会での審査・評価結果をもとに、委員会としての最終的な結論を下す委員会。委員は、正会員校が推薦した委員候補者の中から正会員全員による投票で選出。

「全学審査分科会」、「全学評価分科会」：判定委員会、相互評価委員会の各委員会の下で、大学全体に関わる事項の審査・評価を担当。

「専門審査分科会」、「専門評価分科会」：判定委員会、相互評価委員会の各委員会の下で、各大学の教育研究活動やそのための条件整備の状況などに関わる事項の審査・評価を担当。

「大学審査分科会」、「大学評価分科会」：単科大学あるいは2学部程度の大学において、全学分科会、専門分科会双方の役割を持つ委員会として審査・評価を担当。委員は4～5名。

「大学財政評価分科会」：評価申請大学の財政状況とそれに関する情報公開の状況の評価。

*財務状況が良くなければ、教育・研究を遂行できない。財務評価は、私立大学中心であったが、今後は独立法人化した国公立も対象。

「大学評価企画立案委員会」：協会理事および判定・相互評価両委員長らが参加して、大学評価の基本方針を決定。

「異議申立審査会」：大学評価手続をより適正なものにするため、審査・評価結果に対する申請大学からの異議申立を審査する。判定委員会、相互評価委員会から独立した形で設置。

<委員の選出>

「判定委員会」、「相互評価委員会」：正会員校が推薦した委員候補者の中から正会員全員による投票で選出。

「分科会」の委員：分科会は通常3名の委員で構成。判定委員会、相互評価委員会の各委員のほか、正会員校の教職員を中心に専門分野や経歴などをとに委嘱。

◎平成18年度の評価会員は、620名

5) 評価者育成のプロセス

- ・会員大学から推薦された評価者を登録：1,500～1,600名
- ・対象大学数に応じて評価委員を事務局が選ぶ（50～60歳代、学長・学部長クラス）

6) 評価結果の開示方法

大学基準協会の大学評価の結果は「I 加盟判定審査結果／相互評価結果」、「II 総評」、「III 大学に対する提言」で構成。

「I 加盟判定審査結果／相互評価結果」

「大学基準に適合している」と認定できるかどうかという「認定の可否」が示される。特に加盟判定審査については、「正会員への加盟・登録」を承認するかどうかについて示す。

「II 総評」

申請大学の理念・目的・教育目標の特徴やその達成状況等を記した「1 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、自己点検・評価のしくみとその機能状況を示した「2 自己点検・評価の体制」、大学基準の項目ごとに、各大学の概況や、特に重要な長所や問題点を示した「3 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」で構成される。

「III 大学に対する提言」

大学の特色ある優れた取り組みをさらに伸張させるために提示する「長所として特記すべき事項」と、「勧告」、「助言」の3種類に分けられる。

「勧告」：正会員大学にふさわしい最低要件を充たしていないとか、改善・改革への取り組みが充分でないという事項に対し義務的に改善をもとめるもの。大学はこうした「勧告」事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を3年後に改善報告書として取りまとめ、本協会に提出しなければならない。

「助言」：正会員大学にふさわしい教育研究上の最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善・改革の努力を促すために提示する。「助言」については、3年後に改善報告がもとめられるものの、それらにどう対応するかは原則として各大学の判断に委ねられている。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっている。

これらの評価結果は、本協会の理事会、評議員会における承認の後、申請大学に送付されるとともに、協会から社会に対しても公表される。また、協会の評価を認証評価として申請した大学の評価結果は文部科学大臣へも報告されることになる。なお、評価の結果、大学基準に適合していると認められた大学には、認定証並びに認定マークが付与される。

7) 評価の効能

17年度は全ての大学が認証されたが、16年度は2校が認証を保留された。保留された大学においては、大学改革が促進された。

8) 組織改善への仕組み

上記の通り、「III 大学に対する提言」において、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」の3種類に分けて公表する。「勧告」は、早急にこれを是正する措置を講じると共に、その結果を3年後に改善報告書として取りまとめ、本協会に提出しなければならない。「助言」は、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善・改革の努力を促すために提示され、3年後に改善報告がもとめられるものの、それらにどう対応するかは原則として各大学の判断に委ねられている。

9) その他

プログラム評価：国際的に通用する教育内容か評価、実施する方向で検討。

1) 事務局組織の人的物的資源

- ・ 審査担当事務：4名、国際・財務担当事務：4名
- ・ 事務室：200m²程度

2) 評価のプロセスと経費

イ) 認定審査の大まかな流れ

1. 申請受付, 審査チームの決定
2. 自己点検書による審査
3. 実施審査
4. 補足資料の作成と説明
5. 1次審査報告書作成 (審査チーム)
6. 異議申し立て
7. 2次審査報告書作成 (審査委員長)
8. 分野ごとの調整
9. JABEEにおける調整, 認定可否決定・通知
10. 不服申し立て

ロ) 審査料：125万, 継続維持料：10万(年)(現在280プログラム=2800万)

ハ) 審査費用：学協会に1件95万支払い、これ以上の費用は各学協会が負担する。

3) 評価実績

イ) 平成17年度：58教育機関の95プログラム

ロ) 5年認定：22プログラム, 2年後中間審査：73プログラム(例年6,7割)

ハ) 平成13年からの累計認定プログラム数：281プログラム, 修了者：約3万人

ニ) 2年後中間審査は「欠陥」と「弱点」のみ審査し、適合すれば残り3年間の認定が認められる。

ホ) 全基準に対して適合と懸念のみであれば、5年認定が与えられる。

4) 評価の実施体制

イ) 審査員は学協会が推薦

ロ) 審査チーム構成：審査長1名および審査員2～4名、原則として実務経験者を含む。必要に応じてオブザーバーを加えることができる。

ハ) 審査チームは40歳以上で構成される。

ニ) 平成17年度の審査員は新規及び中間審査に416名で実施。また、264名の審査員候補者がオブザーバーとして審査に参加。

5) 評価者育成のプロセス

イ) 研修会(2日間)で行なう。一日目午後1時から二日目午後3時30分まで

ロ) 基本方針などの解説(講演)と模擬評価(GW)

ハ) 一回80名養成

6) 評価結果の開示方法

- イ) 認定校の公表のみ
- ロ) 但し、多くの自己評価資料は公開か開示が求められている。
- ハ) 2年認定（中間審査必要）か5年認定かの公表はしない。

7) 評価の効能

- イ) 教育改善に大いに役立った、教員の教育活性が高まった、事務局の活性が高まった、学部や大学レベルの課題も明確になったなど、アンケート結果に教育改善に役立った事が現れている。
 - ロ) 一方で、負担が多過ぎるので簡略化して欲しいという要望も強い。
 - ハ) 大学院での実施も計画されているが、アンケート結果では否定的な意見が多い。また、学部で実施した意義を問う調査を行わずに大学院での実施の検討をはじめるのはおかしいのではないかという意見もアンケート結果に書かれている。
- ニ) 産業界へのアンケートで、産業界への貢献を期待できると答えた回答者は 47%、できないは 16%、現段階では実績が無いのでわからないが 37%であった。

8) 組織改善への仕組み

2年後中間審査の場合、改善されていないと認定されないので、そういった意味での組織的改善はなされていると思われる。

9) その他

- イ) 平成 18 年度に整理と充実を目的として、「認定基準の解説」と「審査の手引き」を認定・審査用資料から独立させる予定。
 - ロ) 平成 19 年度より、社会に対する公平性と透明性を担保するため、アドバイザーとオブザーバーの数を増やし、実務者を評価委員として加える予定。
 - ハ) 認定申請を急ぎ過ぎたと判断されるプログラムや、JABEE 申請プログラムへのコース分け、優秀な学生の単なるスクリーニングになっているという問題点も指摘されている。
- ニ) 上記 6) 7) を確認するために、大学側からの声（アンケート結果）を聞くことが有用であると思われる。

1) 事務局組織の人的物的資源

日本化学会は、日本技術者教育認定機構（JABEE）の下で実際の審査を行っている学協会の一つ
2名の学会事務局職員が JABEE に関する仕事を担当している。

（JABEE に関する仕事量は、業務のうちの 3 割程度）

2) 評価のプロセスと経費

イ) 審査書類

- ・事務局を經由せず、大学から審査員に直接送付

ロ) スケジュール

- ・審査長が責任をもって全て遂行する。
- ・4月：申請 → 7月：自己点検書提出 → 9～12月：審査訪問 → 1月：分野別調整
→ 2月：報告書
- ・実地調査は2泊3日（日、月、火）

ハ) 経費

- ・JABEE から受け取る 1 件あたり 95 万円のうち、65 万程度を審査に使用し、残り 30 万円を
研修等に使用。（事務局の人件費を賄うことは無理）
- ・審査員には実費のみの支給
- ・学会仲間で共同して大学教育を改善して行こうということで、審査員はボランティア精神
で協力している。

3) 評価実績

年 10 校程度に、数校の中間評価が加わる。

平成 19 年度以降は、年 15～20 校程度に増える見込（5 年認定なので 2 回目の審査も加わる）

4) 評価の実施体制

審査員の選定

- ・事務局が候補者リストから選定し、電話で依頼
- ・審査長は大学教員、審査員は 4 名（内 1 名は産業界、研究機関）
- ・チームはオブザーバーを加えて 6～7 名
- ・審査員は申請大学に公表され、大学は審査員を拒否することができる。

5) 評価者育成のプロセス

○審査校、予備審査校に審査員候補者の推薦を募る

→研修 →オブザーバー →審査員 →審査長（審査員を 2～3 年務めた後）

○年齢は、50 代後半から 65 歳くらいまでが多い

6) 評価結果の開示方法

日本技術者教育認定機構（JABEE）の項目を参照

7) 評価の効能

- アンケートを実施した結果、教育改善に役立っているとの回答が多数
- 学生募集、就職に対する効果はまだ確認できていない→JABEEによる啓蒙が必要

8) 組織改善への仕組み

日本技術者教育認定機構（J A B E E）の項目を参照

9) 問題点と対応

- 審査長の確保、審査員の育成
- 申請校を増やすため、学校側への働きかけが必要

4. 今後の課題

平成 18 年度の事業成果をもとに今後の課題をあげると以下のようになる。

1) アンケートのまとめと報告

第三者評価基準案に関するアンケートの締め切りは、年度末の大学の事情を考慮して平成 19 年 4 月 16 日とした。したがって、アンケートに対する回答のまとめと報告は平成 19 年度の課題となる。

2) 評価基準案の改定

上記のアンケート結果を解析し、評価基準案改定の必要性について検討する。

3) 評価基準要綱の作成

薬学教育第三者評価の実施に向けた次のステップとしては、評価の方法（手順）について検討し、評価基準に目的、性格、方法（手順）を加えた評価基準要綱を作成する必要がある。

4) 必要に応じて実地調査

すでに大学評価を実施している大学評価・学位授与機構、大学基準協会、日本化学会を訪問し、情報収集を行ったが、実施体制の構築に向けてさらに詳細な実地調査が必要になることも予想される。

參考資料

薬学教育（6年制）第三者評価
評価基準案

日本薬学会薬学教育改革大学人会議
第三者評価検討委員会

目次

はじめに	i
作成の経緯	iii
評価基準と観点について	v

理念と目標

1 理念と目標	1
---------	---

教育プログラム

2 医療人教育の基本的内容	2
(2-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育	2
(2-2) 教養教育・語学教育	2
(2-3) 医療安全教育	3
(2-4) 生涯学習	3
(2-5) 自己表現能力	3
3 薬学教育カリキュラム	4
(3-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムの達成度	4
(3-2) 大学独自の薬学専門教育の内容	5
(3-3) 薬学教育の実施に向けた準備	5
4 実務実習	6
(4-1) 実務実習事前学習	6
(4-2) 薬学共用試験	6
(4-3) 病院・薬局実習	7
5 問題解決能力の醸成のための教育	9
(5-1) 自己研鑽・参加型学習	9
(5-2) 卒業研究の実施	9

学生

6 学生の受入	10
7 成績評価・修了認定	11
8 学生の支援	12
(8-1) 修学支援体制	12
(8-2) 安全・安心への配慮	13

教員組織・職員組織

9 教員組織・職員組織	14
(9-1) 教員組織	14
(9-2) 教育・研究活動	15
(9-3) 職員組織	16
(9-4) 教育の評価／教職員の研修	16

施設・設備

1 0	施設・設備	17
(10-1)	学内の学習環境	17
(10-2)	実務実習施設の学習環境	17

外部対応

1 1	社会との連携	18
-----	--------	----

点検

1 2	自己点検・自己評価	19
-----	-----------	----

名簿		vi
----	--	----

はじめに

薬学教育の6年制課程は薬剤師養成を第一の目的として設置されたことは周知のとおりである。将来、医療現場で実践に携わる者以外に製薬企業、研究機関などで医薬品研究開発に関わる者、大学などで教育に携わる者、医薬行政に関わる者などを目指すにしても『まずは医療現場を知る薬剤師になる』ことが6年制教育を受ける場合の前提であろう。

質の高い薬剤師には高度の専門知識、技能はもちろん、予期せぬ、あるいは全く新しい問題、課題に挑戦する意欲とそれを解決する能力、倫理、幅広い人間力などが要求される。高度の専門知識を身につけるにはしっかりとした基礎科学の裏付けが必須であることはいうまでも無い。このような薬剤師養成を目指して6年制課程が設立されたはずである。

これまでも薬学教育のあるべき姿についてさまざまな視点から検討されてきており、特に日本薬学会が取りまとめた薬学教育モデル・コアカリキュラムと文部科学省の実務実習モデル・コアカリキュラムは6年制課程の設置の理論的根拠の一部にもなり、また設置認可の過程でこれらに沿ったカリキュラムの設定が求められるなど、重要な役割を果たしてきた。もとよりこれらモデル・コアカリキュラムにも修正すべき箇所も多々あるが、すべてがスタートの現時点での修正・変更はいたずらに事態を混乱させるばかりと判断される。

6年制課程教育の第三者評価は「薬剤師養成に何故6年制課程が必要なのか？」また「どのような卒業生を送り出すつもりなのか？」など社会一般の疑問に明確な答えを出すべく求められている。すでに2004年より大学全体が機関別評価を義務付けられている現状のもとで、あえて6年制薬学教育の評価が求められる所以であろうか。

第三者評価のシステムを考えるにあたり、これまでに機能している先発の大学教育評価機関の評価手順は大変参考になるが、どの評価機関においても例外なく、評価は評価基準にそった自己点検、自己申告が基本である。自己評価書の書類審査、不足資料請求、現地調査など自己評価の信憑性の第三者による調査、異議申し立て、を経て最終的に評価が決定することになるので、評価基準の設定はきわめて重要であり、評価システムを構築していく上でキーポイントの一つである。

ここに日本薬学会・薬学教育改革大学人会議・第三者評価検討委員会が作成した薬学6年制課程教育の評価基準案を示すが、もとよりこれはたたき台であり様々な視点から検討いただき修正していくべきである。基準案の作成過程は別に述べたとおりであるが、作成に当たっての留意点は以下のとおりである。

1. 大学全体の認証評価である機関別評価との可能な限りの差別化を考慮して経営、運営などは簡略化した。
2. 大学設置の事後チェックとしての機能を重視した。
3. カリキュラム関連を重視した構成をとった。
4. 問題解決能力育成を重視し、PBL、卒業研究の義務化などを盛り込んだ。
5. 予備校化の防止をはかった。

本来、大学教育は自由な理念、発想のもとにそれぞれの大学固有のカリキュラムで行われるべきものである。アメリカで長い歴史のもとで実施されているACPEによる薬科大学評価はまさに自由なカリキュラムでのそれぞれの大学の教育プログラム評価であり、大学の理念にそれが沿っているか、達成されているかが問われている。現実にはこのような評価を実施するには、評価する側も評価される側も相当な成熟度が求められる。またどのような尺度で評価すべきかも困難が予想される。当面の評価基準としては、コアカリキュラムなどに沿った、達成度認定よりは適格認定にやや傾斜したものとなっているが、将来的にはより自由度の高い評価基準であるべきかもしれない。

わが国において認証評価ではなく、任意の評価システムを独自に構築する試みは学部レベルでは薬学が初めてである。これまでわが国においては官指導の規制システムが一般的に定着しており自発的な規制システムの構築に慣れていなかった。今薬学が取り組もうとしている試みは他の領域に先駆けて行うもので、その成否は世の注目されるところとなっている。現在進行中の機関別評価は本来分野別評価を総合したものであるべきであり、将来的には全ての分野で個別の評価がまず成されるという体制が期待されるところである。

作成の経緯

薬科大学、薬学部においては平成 18 年（2006 年）4 月から薬剤師養成を主たる目的とした 6 年制学科と創薬研究者などを養成することを目的とする 4 年制学科がスタートした。6 年制施行にあたって、中央教育審議会から 6 年制薬学教育についての「第三者評価」システムの設置を強く要請されたことは周知のとおりである。

既に機関別評価が全ての大学に 2004 年より義務付けられ施行されているので、6 年制薬学教育の評価は分野別評価と位置づけられる。分野別評価としては、法科大学院の認証評価（文部科学省に認証された機関による評価）、任意団体である日本技術者教育認定機構（JABEE）による工学系教育プログラムの自主的評価が日本では先行している。米国では薬系大学教育認証機構（Accreditation Council for Pharmacy Education, ACPE）による薬学教育の評価が長い歴史のもとに実施されている。

これまでの薬学における「第三者評価」への実質的取り組みとしては、薬学教育協議会が主催した「第三者評価準備会」（2004 年 12 月 17 日）が“セミオフィシャル”な最初の活動である。この準備会に出席した全員の共通認識として「第三者評価の必要性をひろく認識してもらうことがまず必要である」となり、同年 12 月 20 日に全薬系大学代表者に説明会が開催された。その後、日本薬学会・薬学教育改革大学人会議では共用試験、長期実務実習とともに、「第三者評価」についても検討委員会を設けて検討することとなった。ほぼ同時期に、『薬剤師養成を目的とした大学教育に対する外部評価システムの構築のための基盤研究』のタイトルで学術振興会（文部科学省）に科学研究費補助金を申請し、2005 年 4 月に申請が正式に認められ、研究班の活動を開始した。研究班のメンバーは、大学人会議の幹事以外に、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本医療薬学会からの推薦を得て構成した。

日本薬学会・薬学教育改革大学人会議・第三者評価検討委員会としては研究班メンバー以外に、薬学会理事、薬剤師会、病院薬剤師会のほか、薬学以外のメンバーなど多数の委員を補強してスタートした。委員会の検討課題は「薬剤師養成を目的とした教育についての第三者による評価のあるべき姿、実施体制」であり、具体的には、

1. 評価内容の検討（評価基準、観点（ガイドライン）の試作）
2. 評価の手順、評価機関の設定
3. 評価の目的の明確化

である。このうち課題 1 である評価基準素案の作成を目的に、評価検討委員会・科学研究費班会議の下部組織として「第三者評価勉強会」を設置し検討してきた。

出来た素案を外部委員を加えた拡大「第三者評価」検討委員会（2006 年 8 月）に提

示，検討，修正したものを，日本薬学会・薬学教育改革大学人会議「第三者評価」検討委員会案として全国薬科大学長・薬学部長会議（2006年11月）に諮った。全国薬科大学長・薬学部長会議では第三者評価実施委員会をこの段階で設置し，以後の対応を検討することとなった。これからのロードマップとしては，第三者評価検討委員会の作成した評価基準（案）を全国レベルで関係者に対して広報（説明，討論，修正）の後，さらにアンケート調査を行い，その結果を反映するかたちで最終案作成に至るプロセスが考えられる。このように作成された『基準』を基に，自己点検など評価のトライアルを実施し，さらなる修正を施して評価実施に利用される評価基準の完成となる。今後のロードマップの実施の一部は，文部科学省「認証評価に関する調査研究」委託事業とすることとなり，調査の実施の実働部隊として，日本薬学会・薬学教育改革大学人会議・「第三者評価」検討委員会と全国薬科大学長・薬学部長会議・「第三者評価」実施委員会の元に薬学教育第三者評価実施小委員会を2007年1月に設置して今日に至っている。

2007年1月

【評価基準と観点について】

評価基準は、薬剤師養成課程として満たすことが必要と考えられる要件及び当該学部・学科の目標に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

基準は、その内容により、次の2つに分類される。

- (1) 各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等
- (2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。
例 「・・・に努めていること。」 等

観点は、各基準に関する細則、各基準に係わる説明及び例示を示したものである。

観点は、その内容により、次の3つに分類される。

- (1) 各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等
- (2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。
例 「・・・に努めていること。」 等
- (3) 各学部・学科において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。
例 「・・・が望ましい。」 等

理念と目標

1 理念と目標

【基準 1-1】

各大学独自の工夫により，医療人としての薬剤師に必要な学識及びその応用能力並びに薬剤師としての倫理観と使命感を身につけるための教育・研究の理念と目標が設定され，公表されていること。

【観点 1-1-1】理念と目標が，医療を取り巻く環境，薬剤師に対する社会のニーズ，学生のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-2】理念と目標が，教職員及び学生に周知・理解され，かつ広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-3】資格試験合格のみを目指した教育に偏重せず，卒業研究等を通じて深い学識及びその応用能力等を身に付けるための取組が行われていること。

【基準 1-2】

理念と目標に合致した教育が具体的に行われていること。

【観点 1-2-1】目標の達成度が，学生の学業成績及び在籍状況並びに卒業者の進路及び活動状況，その他必要な事項を総合的に勘案して判断されていること。

教育プログラム

2 医療人教育の基本的内容

(2-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

【基準 2-1-1】

医療人としての薬剤師となることを自覚させ、共感的態度及び人との信頼関係を醸成する態度を身につけさせ、さらにそれらを生涯にわたって向上させるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 2-1-1-1】全学年を通して、医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動をとるために必要な知識、技能、及び態度を身につけるための教育が行われていること。

【観点 2-1-1-2】医療全般を概観し、薬剤師の倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が行われていること。

【観点 2-1-1-3】医療人として、医療を受ける者、他の医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な知識、技能、及び態度を身につけるための教育が行われていること。

【観点 2-1-1-4】単位数は、「(2-2) 教養教育・語学教育」と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。

(2-2) 教養教育・語学教育

【基準 2-2-1】

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学及び自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力及び豊かな人間性・知性を養うための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 2-2-1-1】薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

【観点 2-2-1-2】学生や社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。

【観点 2-2-1-3】薬学領域の学習と関連付けて履修できるカリキュラム編成が行われていることが望ましい。

【基準 2-2-2】

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 2-2-2-1】英語教育には、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の全ての要素を取り入れるよう努めていること。

【観点 2-2-2-2】医療現場、研究室、学術集会などで必要とされる英語力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。

【観点 2-2-2-3】英語教育が全学年にわたって行われていることが望ましい。

(2-3) 医療安全教育

【基準 2-3-1】

薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

【観点 2-3-1-1】薬害，医療過誤，医療事故の概要，背景及びその後の対応に関する教育が行われていること。

【観点 2-3-1-2】教育の方法として，被害者やその家族，弁護士，医療における安全管理者を講師とするなど，学生が肌で感じる機会提供に努めるとともに，学生の科学的かつ客観的な視点を養うための教育に努めていること。

(2-4) 生涯学習

【基準 2-4-1】

医療人としての社会的責任を果たす上での生涯学習の重要性を認識させる教育が行われていること。

【観点 2-4-1-1】医療現場で活躍する薬剤師などにより医療の進歩や卒後研修の体験談などに関する教育が行われていること。

(2-5) 自己表現能力

【基準 2-5-1】

自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識，技能及び態度を修得するための教育が行われていること。

【観点 2-5-1-1】聞き手及び自分が必要とする情報を把握し，状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 2-5-1-2】個人及び集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 2-5-1-3】全学年を通して行われていることが望ましい。

3 薬学教育カリキュラム

(3-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムの達成度

【基準 3-1-1】

教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに適合していること。

【観点 3-1-1-1】各科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に適合していること。

【基準 3-1-2】

各到達目標の学習領域に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 3-1-2-1】講義，演習，実習が有機的に連動していること。

【観点 3-1-2-2】医療現場と密接に関連付けるため，具体的な症例，医療現場での具体例，製剤上の工夫などを組み込むよう努めていること。

【観点 3-1-2-3】患者・薬剤師・他の医療関係者・製薬企業関係者との交流体制が整備され，教育へ直接的に関与していることが望ましい。

【基準 3-1-3】

各ユニットの実施時期が適切に設定されていること。

【観点 3-1-3-1】当該科目と他科目との関連性に配慮した編成を行い，効果的な学習ができるよう努めていること。

【基準 3-1-4】

薬剤師として必要な技能，態度を修得するための実習教育が行われていること。

【観点 3-1-4-1】科学的思考の醸成に役立つ技能及び態度を修得するため，実験実習が十分に行われていること。

【観点 3-1-4-2】実験実習が，卒業実習や実務実習の準備として適切な内容であること。

【基準 3-1-5】

学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。

【観点 3-1-5-1】薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。

【観点 3-1-5-2】学生による発表会，総合討論など，学習効果を高める工夫がなされていること。

(3-2) 大学独自の薬学専門教育の内容

【基準 3-2-1】

大学独自の薬学専門教育の内容が、理念と目標に基づいてカリキュラムに適確に含まれていること。

【観点 3-2-1-1】 大学独自の薬学専門教育として、薬学教育モデル・コアカリキュラム及び実務実習モデル・コアカリキュラム以外の内容がカリキュラムに含まれていること。

【観点 3-2-1-2】 大学独自の薬学専門教育内容が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に示されていること。

【観点 3-2-1-3】 学生のニーズに応じて、大学独自の薬学専門教育の時間割編成が選択可能な構成になっているなど配慮されていることが望ましい。

(3-3) 薬学教育の実施に向けた準備

【基準 3-3-1】

学生の学力を、薬学教育を効果的に履修できるレベルまで向上させるための教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-1】 個々の学生の入学までの履修状況等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-2】 観点3-3-1-1における授業科目の開講時期と対応する専門科目の開講時期が連動していること。

4 実務実習

(4-1) 実務実習事前学習

【基準 4-1-1】

教育目標が実務実習モデル・コアカリキュラムに適合し、実務実習事前学習が適切に行われていること。

【基準 4-1-2】

学習方法、時間、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに基づいて設定されていること。

【基準 4-1-3】

実務実習事前学習に関わる指導者が、適切な構成と十分な数であること。

【基準 4-1-4】

実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-4-1】 実務実習における学習効果が高められる時期に設定されていること。

【観点 4-1-4-2】 実務実習の開始と実務事前学習の終了が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

(4-2) 薬学共用試験

【基準 4-2-1】

実務実習を履修する全ての学生が薬学共用試験（CBTおよびOSCE）を通じて実務実習を行うために必要な一定水準の能力に達していることが確認されていること。

【基準 4-2-2】

薬学共用試験（CBTおよびOSCE）を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 4-2-2-1】 薬学共用試験センターの「実施要綱」（仮）に沿って行われていること。

【観点 4-2-2-2】 学内のCBT委員会およびOSCE委員会が整備され、機能していること。

【観点 4-2-2-3】 CBTおよびOSCEを適切に行えるよう、学内の施設と設備が充実していること。

【基準 4-2-3】

薬学共用試験（CBTおよびOSCE）の実施結果が公表されていること。

【観点 4-2-3-1】実施時期，実施方法，受験者数，合格者数及び合格基準が公表されていること。

【観点 4-2-3-2】実習施設に対して，観点4-2-3-1の情報を報告するよう努めていること。

【基準 4-2-4】

薬学共用試験（CBTおよびOSCE）の実施体制の充実に貢献していること。

【観点 4-2-4-1】CBT問題の作成と充実に努めていること。

【観点 4-2-4-2】OSCE評価者の育成等に努めていること。

(4-3) 病院・薬局実習

【基準 4-3-1】

実務実習の企画・調整，責任の所在，病院・薬局との緊密な連携等，実務実習を行うために必要な体制が整備されていること。

【観点 4-3-1-1】実務実習委員会が組織され，機能していること。

【観点 4-3-1-2】薬学部の全教員が積極的に参画していることが望ましい。

【基準 4-3-2】

教育目標が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して設定され，実務実習が適切に実施されていること。

【基準 4-3-3】

学習方法，時間，場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して実施されていること。

【観点 4-3-3-1】実務実習の期間は5ヶ月以上であり，病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（2.5ヶ月）より原則として短くならないこと。

【基準 4-3-4】

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 4-3-4-1】学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され，配属が公正に行われていること。

【観点 4-3-4-2】学生の配属決定に際し，通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 4-3-4-3】遠隔地における実習が行われる場合は，大学教員が当該学生の実習及び生活の指導を十分行うように努めていること。

【基準 4-3-5】

実習先の指導者と学部・学科との間で実習期間中に適切な連携が行われていること。

【観点 4-3-5-1】 事前打ち合わせ，巡回，実習指導，評価およびそのフィードバックなどにおいて適切な連携がとられていること。

【基準 4-3-6】

実習先の指導者との間の連絡を踏まえて学生を適切に指導監督していること。

【観点 4-3-6-1】 実習先の指導者との間で，学生による関連法令の遵守や，守秘義務等に関する適切な指導監督についてあらかじめ協議し，その確認方法が整備されていること。

【観点 4-3-6-2】 実務実習において，学生による関連法令の遵守が確保されていることが確認されていること。

【基準 4-3-7】

評価基準を設定して，学生と実習先の指導者に事前に提示したうえで，実習先の指導者との連携の下，適正な評価が行われていること。

【基準 4-3-8】

学生，実習先の指導者，教員の間で，実習内容，実習状況及びその成果に関する評価のフィードバックが，実習期間中に適切に行われていること。

5 問題解決能力の醸成のための教育

(5-1) 自己研鑽・参加型学習

【基準 5-1-1】

全学年を通して、自己研鑽・参加型の学習態度の醸成に配慮した教育が行われていること。

【観点 5-1-1-1】 学生が能動的に学習に参加するよう学習方法に工夫がなされていること。

【観点 5-1-1-2】 1クラスあたりの人数や演習・実習グループの人数が適正であること。

【基準 5-1-2】

充実した自己研鑽・参加型学習を実施するための学習計画が整備されていること。

【観点 5-1-2-1】 問題立脚型学習（PBL）が、全学年で実効を持って行われるよう努めていること。

【観点 5-1-2-2】 問題立脚型学習（PBL）の単位数が卒業要件単位数（但し、実務実習の単位は除く）の1/10以上となるよう努めていること。

(5-2) 卒業研究の実施

【基準 5-2-1】

研究課題を通して、新しい発見に挑み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得し、それを生涯にわたって高め続ける態度を養うための卒業研究が行われていること。

【観点 5-2-1-1】 薬学の知識を総合的に理解し、医療・社会に貢献する技能、態度の醸成につながる研究課題を取り上げるよう努めていること。

【観点 5-2-1-2】 卒業実習カリキュラム（日本薬学会）に準拠して、問題解決能力を醸成するためのプログラムが立案され、実行されていることが望ましい。

【観点 5-2-1-3】 卒業研究が必修単位とされており、実施時期及び実施期間が適切に設定されていること。

【観点 5-2-1-4】 学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催され、卒業論文が作成されていること。また両者は公開されていることが望ましい。

学生

6 学生の受入

【基準 6-1】

教育の理念と目標に照らしてアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）が設定され、公表されていること。

【観点 6-1-1】アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 6-1-2】入学志願者に対して、アドミッション・ポリシーなど学生の受入に関する情報が事前に周知されていること。

【基準 6-2】

学生の受入に当たって、入学志願者の適性及び能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 6-2-1】責任ある体制の下、入学者の適性及び能力の評価など学生の受入に関する業務が行われていること。

【観点 6-2-2】入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていること。

【観点 6-2-3】医療人としての適性を評価するため、入学志願者に対する面接が行われていることが望ましい。

【基準 6-3】

入学者定員が、教育の人的・物的資源の実情に基づいて適正に設定されていること。

【観点 6-3-1】適正な教育に必要な教職員の数と質が適切に確保されていること（「9. 教員組織・職員組織」参照）。

【観点 6-3-2】適正な教育に必要な施設と設備が適切に整備されていること（「10. 施設・設備」参照）。

【基準 6-4】

学生数が所定の定員数と乖離しないこと。

【観点 6-4-1】入学者の受入数について、所定の入学定員数を上回っていないこと。

【観点 6-4-2】入学者を含む在籍学生数について、収容定員数と乖離しないよう努めていること。

7 成績評価・修了認定

【基準 7-1】

成績評価が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして、次に掲げる基準に基づいて行われていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って成績評価が行われていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

【基準 7-2】

履修成果が一定水準に到達しない学生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていること。

【観点 7-2-1】進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目の範囲）等が決定され、学生に周知されていること。

【基準 7-3】

公正かつ厳格な卒業認定が行われていること。

【観点 7-3-1】卒業認定に当たっては、単なる知識の修得の確認に留まらず、将来の医療人に相応しい技能や態度の修得も確認されていることが望ましい。

8 学生の支援

(8-1) 修学支援体制

【基準 8-1-1】

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導の体制がとられていること。

【観点 8-1-1-1】 入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 8-1-1-2】 入学前の学習状況に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導がなされていること。

【観点 8-1-1-3】 履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

【基準 8-1-2】

教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るための学習相談・助言体制が整備されていること。

【観点 8-1-2-1】 担任・チューター制度やオフィスアワーなどが整備され、有効に活用されていること。

【基準 8-1-3】

学生が在学期間中に薬学の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

【観点 8-1-3-1】 学生の健康相談（ヘルスケア、メンタルケアなど）、生活相談、ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制が整備され、周知されていること。

【観点 8-1-3-2】 医療系学生としての自覚を持たせ、自己の健康管理のために定期的な健康診断を実施し、受診するよう適切な指導が行われていること。

【基準 8-1-4】

学習及び学生生活において、人権に配慮する体制の整備に努めていること。

【基準 8-1-5】

学習及び学生生活において、個人情報に配慮する体制が整備されていること。

【基準 8-1-6】

身体に障害のある者に対して、受験の機会が確保されるとともに、身体に障害のある学生について、施設・設備上及び学習・生活上の支援体制の整備に努めていること。

【基準 8-1-7】

学生がその能力及び適性、志望に応じて主体的に進路を選択できるよう、必要な情報の収集・管理・提供、指導、助言に努めていること。

【観点 8-1-7-1】 学生がそれぞれの目指す進路を選択できるよう、適切な相談窓口を設置するなど支援に努めていること。

【観点 8-1-7-2】 学生が進路選択の参考にするための社会活動、ボランティア活動等に関する情報を提供する体制整備に努めていること。

【基準 8-1-8】

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 8-1-8-1】 在学生及び卒業生に対して、学習環境の整備等に関する意見を聴く機会を設け、その意見を踏まえた改善に努めていること。

【観点 8-1-8-2】 学習及び学生生活に関連する各種委員会においては、学生からの直接的な意見を聴く機会を持つことが望ましい。

(8-2) 安全・安心への配慮

【基準 8-2-1】

学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されていること。

【観点 8-2-1-1】 実習に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 8-2-1-2】 実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などが実施されていること。

【観点 8-2-1-3】 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する適切な指導が行われていること。

【観点 8-2-1-4】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生及び教職員へ周知されていること。

教員組織・職員組織

9 教員組織・職員組織

(9-1) 教員組織

【基準 9-1-1】

理念と目標に応じて必要な教員が置かれていること。

【観点 9-1-1-1】 大学設置基準に定められている専任教員（実務家教員を含む）の数及び構成が恒常的に維持されていること。

【観点 9-1-1-2】 教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数（実務家教員を含む）が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（例えば、1名の教員（助手を含む）に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。

【観点 9-1-1-3】 観点9-1-1-2における専任教員は教授，准教授，講師，助教の数と比率が適切に構成されていることが望ましい。

【観点 9-1-1-4】 専任教員のうち女性の配置を積極的にすすめていることが望ましい。

【基準 9-1-2】

専任教員として，次の各号のいずれかに該当し，かつ，その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

(1) 専門分野について，教育上及び研究上の優れた実績を有する者

(2) 専門分野について，優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者

【基準 9-1-3】

理念と目標に応じて専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 9-1-3-1】 薬学における教育上主要な科目について，専任の教授又は准教授が配置されていること。

【観点 9-1-3-2】 教員の授業担当時間数は，適正な範囲内であること。

【観点 9-1-3-3】 専任教員の年齢構成に著しい偏りが無いこと。

【観点 9-1-3-4】 教育上及び研究上の職務を補助するため，必要な資質及び能力を有する教員（助手）及び補助者（教務職員など）が適切に配置されていることが望ましい。

【基準 9-1-4】

教員の採用及び昇任に関し，教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備され，機能していること。

【観点 9-1-4-1】 教員の採用及び昇任においては，研究業績のみに偏ること無く，教育上の指導能力等が十分に反映された選考が実施されていること。

(9-2) 教育・研究活動

【基準 9-2-1】

理念の達成の基礎となる教育活動が行われており、医療及び薬学の進歩発展に寄与していること。

【観点 9-2-1-1】 医療及び薬学の進歩発展に寄与するため、時代に即応したカリキュラム変更を速やかに行うことができる体制が整備され、機能していること。

【観点 9-2-1-2】 時代に即応した医療人教育を押し進めるため、教員の資質向上を図っていること。

【観点 9-2-1-3】 教員の資質向上を目指し、教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する薬学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価結果の公表等を通じて開示されていること。

【観点 9-2-1-4】 専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会的貢献活動も自己点検及び自己評価結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

【基準 9-2-2】

教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われ、医療及び薬学の進歩発展に寄与していること。

【観点 9-2-2-1】 教員の研究活動が、最近5年間における研究上の業績等で示されていること。

【観点 9-2-2-2】 最新の研究活動が担当する教育内容に反映されていることが望ましい。

【基準 9-2-3】

教育活動及び研究活動を行うための環境(設備, 人員, 資金等)が整備されていること。

【基準 9-2-4】

専任教員は、時代に適応した教育及び研究能力の維持・向上に努めていること。

【観点 9-2-4-1】 実務家教員については、その専門の知識経験を生かした医療機関・薬局における研修などを通して常に新しい医療へ対応するために自己研鑽をしていること。

(9-3) 職員組織

【基準 9-3-1】

教育活動及び研究活動の実施を支援するための事務体制を有していること。

【観点 9-3-1-1】学部・学科の設置形態及び規模に応じて、職員配置を含む管理運営体制が適切であること。

【観点 9-3-1-2】実務実習の実施を支援する事務体制・組織が整備され、職員が適切に配置されていることが望ましい。

(9-4) 教育の評価／教職員の研修

【基準 9-4-1】

教育の状況に関する点検・評価及びその結果に基づいた改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

【観点 9-4-1-1】教育内容及び方法，教育の成果等の状況について，代表性があるデータや根拠資料を基にした自己点検・自己評価（現状や問題点の把握）が行われ，その結果に基づいた改善に努めていること。

【観点 9-4-1-2】授業評価や満足度評価，学習環境評価などの学生の意見聴取が行われ，学生による評価結果が教育の状況に関する自己点検・自己評価に反映されるなど，学生が自己点検に適切に関与していること。

【観点 9-4-1-3】教員が，評価結果に基づいて，授業内容，教材及び教授技術などの継続的改善に努めていること。

【基準 9-4-2】

教職員に対する研修（ファカルティ・ディベロップメント等）及びその資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

施設・設備

10 施設・設備

(10-1) 学内の学習環境

【基準 10-1-1】

薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学準備教育ガイドラインを円滑かつ効果的に行うための施設・設備が整備されていること。

【観点 10-1-1-1】効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。

【観点 10-1-1-2】参加型学習のための少人数教育ができる教室が十分確保されていること。

【観点 10-1-1-3】演習・実習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI 教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。

【基準 10-1-2】

実務実習事前学習を円滑かつ効果的に行うための施設・設備が適切に整備されていること。

【観点 10-1-2-1】実務実習事前学習のための模擬薬局・模擬病室等として使用する施設の規模と設備が適切であること。

【基準 10-1-3】

卒業研究を円滑かつ効果的に行うための施設・設備が適切に整備されていること。

【基準 10-1-4】

快適な学習環境を提供できる規模の図書室や自習室を用意し、教育と研究に必要な図書および学習資料の質と数が整備されていること。

【観点 10-1-4-1】図書室は収容定員数に対して適切な規模であること。

【観点 10-1-4-2】常に最新の図書および学習資料を維持するよう努めていること。

【観点 10-1-1-4】快適な自習が行われるため施設（情報処理端末を備えた自習室など）が適切に整備され、自習時間を考慮した運営が行われていることが望ましい。

(10-2) 実務実習施設の学習環境

【基準 10-2-1】

適正な指導者・設備を有する施設において、実務実習モデル・コアカリキュラムに適合した実務実習が行われていること。

外部対応

1 1 社会との連携

【基準 1 1-1】

医療機関・薬局等との連携の下、医療及び薬学の発展に貢献するよう努めていること。

【観点 1 1-1-1】地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体及び行政機関との連携を図り、医療や薬剤師等に関する課題を明確にし、薬学教育の発展に向けた提言・行動に努めていること。

【観点 1 1-1-2】医療界や産業界との共同研究の推進に努めていること。

【観点 1 1-1-3】医療情報ネットワークへ積極的に参加し、協力していることが望ましい。

【基準 1 1-2】

薬剤師の卒後研修や生涯教育などの資質向上のための取組に努めていること。

【観点 1 1-2-1】地域の薬剤師会、病院薬剤師会などの関係団体との連携・協力を図り、薬剤師の資質向上を図るための教育プログラムの開発・提供及び実施のための環境整備に努めていること。

【基準 1 1-3】

地域社会の保健衛生の保持・向上を目指し、地域社会との交流を活発に行う体制の整備に努めていること。

【観点 1 1-3-1】地域住民に対する公開講座を定期的を開催するよう努めていること。

【観点 1 1-3-2】地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に行っていることが望ましい。

【観点 1 1-3-3】災害時における支援活動体制が整備され、積極的な支援活動が行われていることが望ましい。

【基準 1 1-4】

国際社会における保健衛生の保持・向上の重要性を視野に入れた国際交流に努めていること。

【観点 1 1-4-1】英文によるホームページなどを開設し、世界への情報の発信と収集が積極的に行われるよう努めていること。

【観点 1 1-4-2】大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。

【観点 1 1-4-3】留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

点検

1 2 自己点検・自己評価

【基準 1 2-1】

上記の諸評価基準項目に対して自ら点検・評価し、その結果を公表するとともに、教育・研究活動の改善等に活用していること。

【観点 1 2-1-1】自己点検及び評価を行うに当たって、その趣旨に則した適切な項目が設定されていること。

【観点 1 2-1-2】自己点検・評価を行う組織が設置されていること。

【観点 1 2-1-3】自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。

日本薬学会薬学教育改革大学人会議

第三者評価検討委員会

<平成17年7月～>

- | | | |
|---|--------|---------------|
| | 伊賀立二 | (日本病院薬剤師会) |
| | 石井甲一 | (日本薬剤師会) |
| | 井田良 | (慶應大法科) |
| ○ | 市川厚 | (武庫川女大薬) |
| | 乾賢一 | (京大病院薬) |
| ◎ | 井上圭三 | (帝京大薬) |
| ○ | 入江徹美 | (熊本大院薬) |
| | 大和田榮治 | (北海道薬大) |
| | 奥村勝彦 | (姫路獨協大薬) |
| ○ | 小澤孝一郎 | (広島大院医歯薬) |
| | 北澤京子 | (日経BP社) |
| | 北田光一 | (千葉大院薬) |
| ○ | 桐野豊 | (徳島文理大薬) |
| ○ | 工藤一郎 | (昭和大薬) |
| ○ | 児玉孝 | (ワカノウラ薬局) |
| | 佐藤登志郎 | (北里大医) |
| | 柴崎正勝 | (東大院薬) |
| | 杉浦幸雄 | (同志社女大薬) |
| ○ | 鈴木洋史 | (東大病院薬) |
| | 全田浩 | (信州大名誉) |
| | 富田基郎 | (徳島文理大薬) |
| | 中島宏昭 | (昭和大横浜市北部病院) |
| | 長野哲雄 | (東大院薬) |
| | 野村靖幸 | (横浜薬大) |
| ○ | 原博 | (東京薬大薬) |
| | 平井みどり | (神戸薬大) |
| | 福崎弘 | (日本技術者教育認定機構) |
| | 福田康一郎 | (千葉大医) |
| ○ | 堀内龍也 | (群馬大病院薬) |
| | 正木治恵 | (千葉大看護) |
| ○ | 望月正隆 | (共立薬大) |
| ○ | 森昌平 | (かみや調剤薬局) |
| | 矢内原千鶴子 | (大阪薬大) |
| ○ | 山元弘 | (阪大院薬) |
| ☆ | 井村伸正 | (日本薬剤師研修センター) |
| ☆ | 内山充 | (薬剤師認定制度認証機構) |
| ☆ | 寺田弘 | (東京理大薬) |

◎委員長，○幹事，☆顧問

薬学教育改革大学人会議第三者評価検討委員会幹事会
科学研究費補助金(基盤研究C(企画))「薬剤師養成を目的とした
大学教育に対する外部評価システムの構築のための基盤研究」班

共催の勉強会メンバー

<平成17年12月25～26日,平成18年2月19～20日,7月24～25日開催>

	赤池	昭紀	(京大院薬)
	市川	厚	(武庫川女大薬)
◎	井上	圭三	(帝京大薬)
	入江	徹美	(熊本大院薬)
	大和田	榮治	(北海道薬大)
	奥	直人	(静岡県立大薬)
	奥村	勝彦	(神戸大病院薬)
○	小澤	孝一郎	(広島大院医歯薬)
	木平	健治	(広島大病院)
	桐野	豊	(徳島文理大薬)
	工藤	一郎	(昭和大薬)
	児玉	孝	(ワカノウラ薬局)
	桜井	純	(徳島文理大薬)
	柴崎	正勝	(東大院薬)
	関野	秀人	(厚生労働省)
	高見	功	(文部科学省)
	中村	明弘	(福山大薬)
	永田	修一	(桜町調剤薬局)
	原	博	(東京薬大薬)
	平井	みどり	(神戸薬大)
	望月	正隆	(共立薬大)
	森	昌平	(かみや調剤薬局)
	山岡	由美子	(神戸学院大薬)
	山元	弘	(阪大院薬)

◎統括責任者, ○勉強会実施責任者
(所属は当時)

全国薬科大学長・薬学部長会議

第三者評価実施委員会

<平成18年11月24日～>

	市川厚	(武庫川女大薬)
◎	井上圭三	(帝京大薬)
	金田典雄	(名城大薬)
	柴崎正勝	(東大院薬)
	白幡晶	(城西大薬)
	富田基郎	(徳島文理大薬)
	西野武志	(京都薬大)
	畑中保丸	(富山大院薬)
	樋口駿	(九大院薬)
	堀江利治	(千葉大院薬)
	望月正隆	(共立薬大)

◎委員長

第三者評価実施小委員会

－文部科学省「認証評価に関する調査研究」委託事業－

<平成18年11月24日～>

- | | | |
|---|-------|-----------|
| | 市川厚 | (武庫川女大薬) |
| ◎ | 井上圭三 | (帝京大薬) |
| | 入江徹美 | (熊本大院薬) |
| | 奥直人 | (静岡県立大薬) |
| | 小澤孝一郎 | (広島大院医歯薬) |
| | 工藤一郎 | (昭和大薬) |
| | 白幡晶 | (城西大薬) |
| ○ | 高見功 | (文部科学省) |
| | 中村明弘 | (昭和大薬) |
| | 山元弘 | (阪大院薬) |

◎委員長，○オブザーバー